

令和4年5月20日

▼タイトル

令和4年第2回高島市議会臨時会の結果について

▼内容

本日の審議結果は、以下のとおりです。

提出議案数

- ・ 議決案件 4件
- ・ 予算案件 1件

本日の議決状況

□議決案件

- ・ 議第38号から議第41号までの4件は、承認されました。

□予算案件

- ・ 議第42号は、予算常任委員会で付託審査され、原案のとおり可決されました。

○決議

- ・ 決議第2号（万木豊議員に対する議員辞職勧告決議案）が動議により提案され、原案のとおり可決されました。

※裏面

▼問い合わせ先

- 所 属： 議会事務局
- 電話番号： 0740（25）8140
- ファックス： 0740（25）8146

万木豊議員に対する議員辞職勧告決議

我々議員は、市民から負託を受けた者として、その立場と職責の重さを深く自覚し、高い倫理観と見識をもって、市政の発展と住民福祉の向上に努めなければならない。高島市議会基本条例第4条では、議員の活動原則として議会の構成員として自己の資質を高めるとともに、市民の代表者として市民福祉の向上を目指し活動するものとしている。

しかし、万木豊議員は本年3月30日に滋賀県警により、「準強制性交の疑い」で書類送検され、新聞等で繰り返し報道された。準強制性交が疑われる事実が警察の捜査によって明るみになったことで、万木豊議員は高島市や高島市議会に対する市民の信頼を失墜させた。

さらに5月13日に行われた全員協議会で、中川あゆこ議員は自らが事件の被害者であると表明されたが、その場においても万木豊議員は、質問に対して「捜査中の案件のため回答は控える」と繰り返すばかりで、説明責任を果たそうという姿勢が見られなかった。

万木豊議員については、コロナ禍の緊急事態宣言中の令和3年8月に、2度にわたり飲酒行為を繰り返した事が明らかになり、同年12月に議会政治倫理条例違反として措置決定され、議員倫理観の欠如を厳しく指摘を受けている。

このように度重なる不祥事をひきおこす万木豊議員は、今回の件に関する検察庁の判断の如何に関わらず、道義的責任を免れず、議員としての資質が欠如していると言わざるを得ない。

よって、本市議会は万木豊議員に対して議員辞職勧告をするものである。

以上、決議する。

令和4年5月20日

高島市議会